

「改正著作権法の施行状況等に関する調査研究報告書」（平成 25 年 12 月）の概要 （ダウンロード違法化・刑事罰化の効果）

平成 24 年通常国会において、「著作権法の一部を改正する法律」（以下「改正法」といい、改正法による改正後の著作権法を「改正著作権法」という。）が成立し、違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定については、平成 24 年 10 月 1 日から施行された。

本調査研究¹は、改正法附則第 10 条²の規定を踏まえ、改正法のうち違法ダウンロードの刑事罰化に関する施行状況等について、文化庁委託事業として調査・検討を行ったものであり、以下の内容について、有識者による調査研究委員会における検討を経て、平成 25 年 12 月に報告書が取りまとめられた。

- （1）関係事業者が講じた各種関連措置
- （2）インターネット利用者における改正著作権法の認知状況・評価・行動の変容等
- （3）客観的な指標等に基づく違法ダウンロードの刑事罰化の影響に関する検討

以下では、この報告書のうち、違法ダウンロードの刑事罰化による抑止効果の検証結果に関連する部分（上記（2）（3））について、概要を記載する。

1. 客観的な指標による検証（上記（3）関係）

本調査研究では、①インターネットトラフィック、②P2P ファイル共有ソフトネットワークにおけるノード数・ファイル保持数、③P2P ファイル共有ソフトネットワークにおいて流通する有償著作物等に該当すると考えられる音楽、映像ファイルの検知ノード数、ファイル種類数、ファイル保持数、④P2P ファイル共有ソフトネットワークにおいて流通する音楽、映像ファイルにおける違法流通ファイルの数・割合、⑤違法ダウンロードに利用される可能性があるサイト等の利用者数、について調査が行われ、これらを客観的な指標として、違法ダウンロードの刑事罰化により、違法ダウンロード数が減少したと推認できるか検証された。

その結果、いずれの調査結果においても、違法ダウンロードの刑事罰化に係る改正法が施行された平成 24 年 10 月 1 日を機に値が減少したこと、特に、上記のうち②・③・④・⑤については、改正法の施行を機に値が大きく減少した後、その値が以前の水準まで回復していないことが確認された。

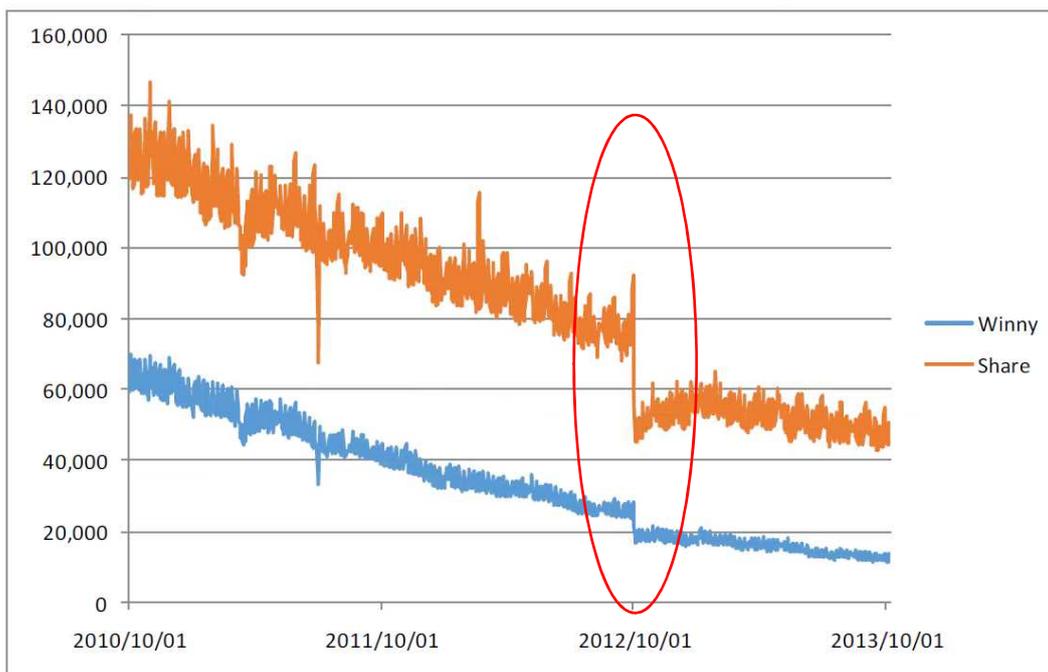
¹ 平成 25 年度文化庁委託事業「改正著作権法の施行状況等に関する調査研究」（新日本有限責任監査法人）。同調査研究の報告書は、文化庁HP（http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/c_hosakuken/pdf/h25_12_hokokusho.pdf）を参照されたい。

² 附則（平成二十四年法律第四十三号）

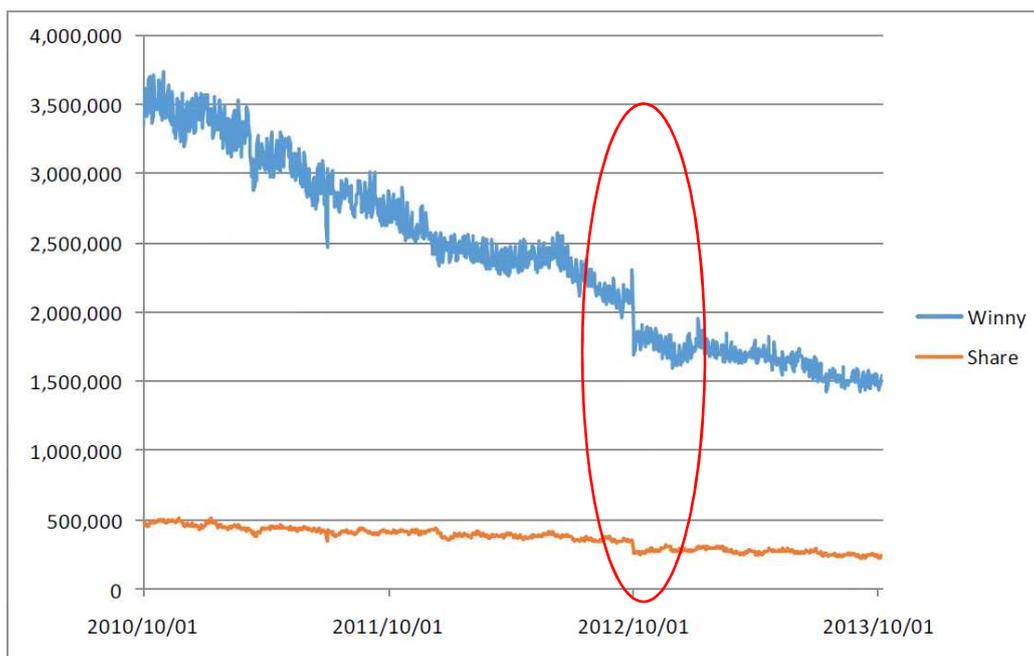
（検討）

第十条 新法第百十九条第三項及び附則第八条の規定については、この法律の施行後一年を目途として、これらの規定の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

(図表 1) P2P ファイル共有ネットワーク (Winny 及び Share) におけるノード数の推移³



(図表 2) P2P ファイル共有ネットワーク (Winny 及び Share) におけるファイル保持数の推移⁴

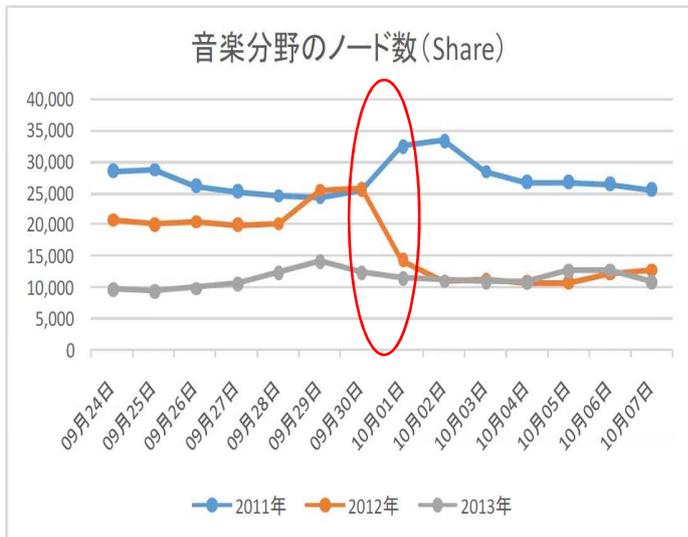
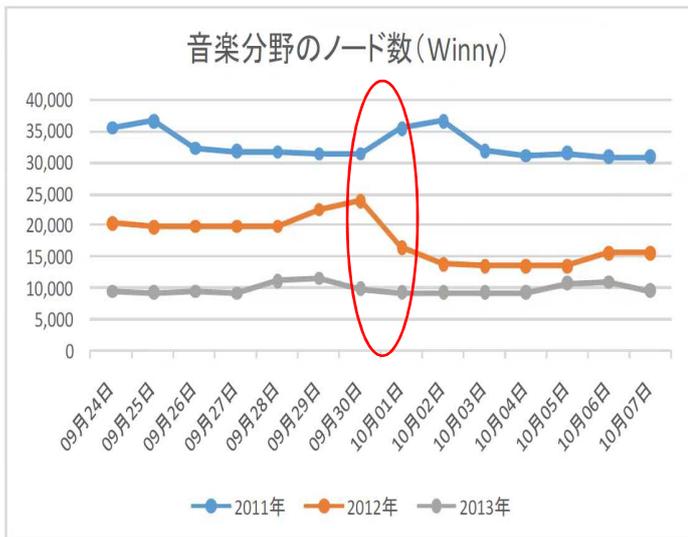


³ 本調査研究報告書 121 頁・122 頁。「ノード数」とは、IP が割り当てられているノード（コンピュータやネットワーク機器等）の数であり、当該 P2P ネットワークに参加しているコンピュータ数とほぼ等しくなるものとして考えられる。

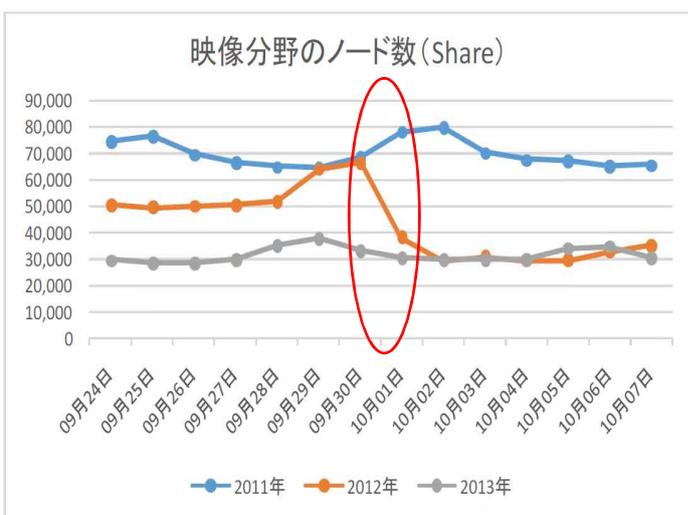
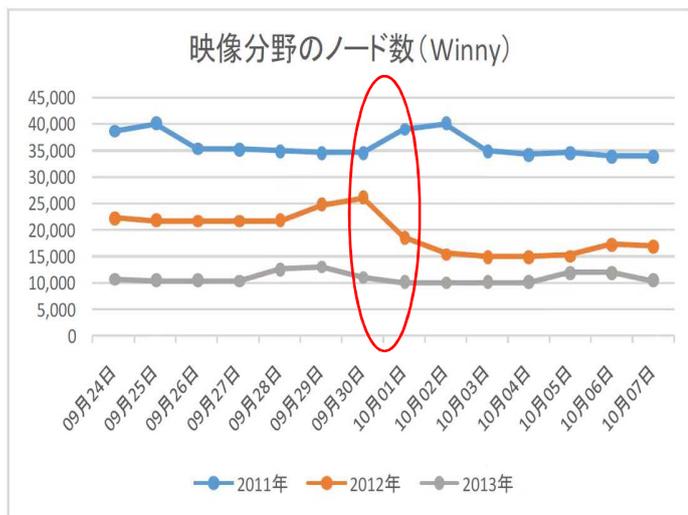
⁴ 本調査研究報告書 121 頁・122 頁。「ファイル保持数」とは、P2P ネットワークに参加している全ノードで保持されているハッシュ（P2P ネットワーク内でファイルを個別に識別するためのデータ）の数であり、本調査研究では、同じハッシュであっても、異なるノードの保持するハッシュは別のものとしてカウントしているため、当該 P2P ネットワーク上で流通しているファイル総数とほぼ等しくなるものとして考えられる。

(図表3) P2Pファイル共有ネットワーク(Winny及びShare)において流通する有償著作物等に該当すると考えられる音楽、映像ファイルの検知ノード数の推移⁵

<音楽分野のノード数>

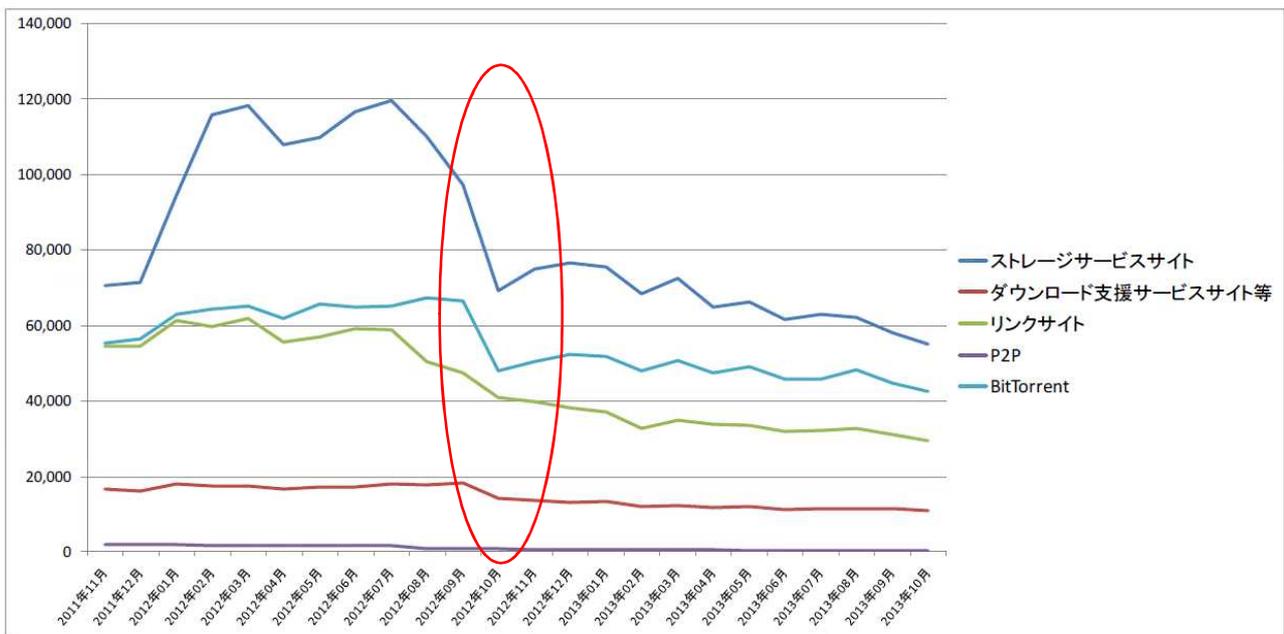


<映像分野のノード数>



⁵ 本調査研究報告書 123 頁～130 頁。改正著作権法 119 条第 3 項における「有償著作物等」に該当すると考えられる音楽、映像が記録されたファイルを抽出するため複数のキーワードを設定し、設定する調査対象期間ごとに、すべてのキーワードの検知ノード数の推移を分析したものである。

(図表 5) 違法ダウンロードに利用される可能性があるサイト等の日本における利用者数の推移⁶



⁶ 本調査研究報告書 134 頁・135 頁。ただし、上記図表は調査対象となるユーザがどのサイト等にアクセスしたかを示すデータであり、実際に違法ダウンロードをしたかどうかを示すデータではない点には留意が必要である。

2. ウェブアンケート調査結果による検証（上記（2）関係）

本調査研究では、改正著作権法の認知状況、評価、行動の変容等について把握し、抑止効果があったかどうか等について分析を行うため、インターネット利用者向けのウェブアンケート調査が実施された⁷。

ウェブアンケート調査のうち、違法ダウンロードの刑事罰化について知っており、かつ、音楽や映像を直接ストリーミング視聴したり、直接ファイルをダウンロードしたりした経験等を有するとの回答が行われた者に対し、平成 24 年 10 月 1 日以降に実際の行動変容があったかどうかについて質問を行った⁸ところ、「減った」・「やめた」との回答者の割合は以下のとおりであり、比較的高い数値となっている。

音楽や映像の入手等の方法	「減った」・「やめた」と回答した者の割合
国内向け動画共有サイトからのダウンロード (専用ソフトウェア等を使用)	53.3%
海外向け動画共有サイトからのダウンロード (専用ソフトウェア等を使用)	48.0%
ファイル共有ソフトを使用したダウンロード	68.5%
オンラインストレージサービスからのダウンロード	50.2%

3. 本調査研究による検証結果のまとめ

違法ダウンロードの刑事罰化による抑止効果の有無については、P2Pファイル共有ソフトネットワークにおける有償著作物等に該当すると考えられる音楽、映像ファイルの検地ノード数等や、違法ダウンロードに利用される可能性があるサイト等の利用者数の推移等といった客観的な指標に基づく検討結果、違法ダウンロードの可能性があると考えられる行動について「減った」「やめた」とした回答者の割合が平均 50%程度に上ったアンケート調査結果等からすると、違法ダウンロードの刑事罰化が、違法ダウンロードに一定の抑止効果を及ぼしたものと評価できると考えられる。

⁷ 本調査研究報告書 19 頁～117 頁。ウェブアンケート調査では、50,000 サンプルのスクリーニング調査で、有償で販売・配信されている音楽や映像をインターネットから無料でダウンロードした経験のある層を抽出した上で、当該層に対して本調査を実施した。

⁸ ウェブアンケート調査 Q19。質問は「改正された著作権法が施行された 2012 年（平成 24 年）10 月 1 日以降、音楽や映像の入手等の方法について、実際に行動が変化しましたか？それぞれの行動について、あてはまる選択肢を 1 つ選んでください。」、回答は「増えた、または新たに始めた」、「変わらなかった」、「減った」、「やめた」の 4 つの選択肢から 1 つを選ぶこととなっている。